（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五　令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六　令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（削る）

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（削る）

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略）	（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略）